

# 付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成 28 年 3 月 25 日

薩摩川内市議会  
川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 森 永 靖 子

## 1 委員会の開催日

3 月 17 日

## 2 付託事件及び審査結果

陳情第 3 号 安定ヨウ素剤の事前と事故時の配布方法や範囲、3 歳児未満への安定ヨウ素剤の配布などに関する情報収集を行い、市民に公開することを求める陳情

本陳情については、まず陳情内容に関して当局が確認している事項として、「安定ヨウ素剤は医療用医薬品であり、一般医薬品のように薬局での販売はできないこと、3 歳未満児用に安定ヨウ素剤を水薬（シロップ）にするには薬剤師による調製が必要となることから事前配布はできないこと、安定ヨウ素剤の配布には医師、薬剤師からの説明が必要であることから郵送はできないこと」など安定ヨウ素剤の国内における取扱い等について説明を受けた。

審査の過程において、3 歳未満児に対する内服ゼリー剤の開発、認可の状況に関する質疑があり、「国に確認したところでは、製薬会社から承認申請が出されているが、承認の時期については未定である」旨の答弁があった。また、安定ヨウ素剤の市民への広報に関する質疑があり、「安定ヨウ素剤については、国内法との関連で、取扱いが諸外国とは異なることから、これらを広報することで逆に混乱を招く恐れがある。広報紙や県が作成したパンフレット等もあるので、これらを活用しながら、UPZ 内の市民への周知を図りたい」旨の答弁があった。

その後、自由討議を行い、「本陳情は、安定ヨウ素剤の配布等に関する情報収集と、その公開に限定したものである」、「これまでの安定ヨウ素剤の配布を求める陳情とは趣旨が異なる」、「これまでも国の指針に従った十分な広報はされている」、「国の動向を含めて、積極的に情報発信をすべきである」、「市民が本当に知りたいこと、絶対に被曝をさせないといったことを原点にした情報公開が必要である」といった意見が述べられた。

なお、本陳情については、継続審査を求める意見が出されたが、起立少数により継続審査とすることは否決された。

討論においては、「市民の不安を解消するための情報収集を十分に行ってから、公開はすべきであり、今は時期尚早である」という反対討論と、「事故が起こらないうちに、速やかに安定ヨウ素剤に関する情報公開を徹底すべき」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。